



いの警察署 からのお知らせ

※問い合わせ
いの警察署(☎ 893-1234)
警察本部警務課被害者対策室(☎ 871-3110)

～ひとりで悩まないで～

こんなときには、お電話を

犯罪の被害に遭われますと、その後においても事件を思い出して怖くて不安になったり、眠れなくなったりするなど、心身ともにいろいろな症状に悩まされることがあります。

被害に遭われた、あなた！ 警察は、あなたの味方です。

警察の人に話を聞いてもらいたいけれど、警察署に行くのはちょっと勇気がいると迷われている方、警察では次のような各種相談電話を設置し、それぞれ専門の職員が相談にお応えします。

一人で悩まないで、まずは電話をかけてください。

相談電話	内 容	電話番号
警察総合相談電話	困りごと相談、警察に対する意見・要望	☎ 823-9110 #9110
犯罪被害者ホットライン	犯罪被害に遭われた方の心の悩み	☎ 871-3110
ヤングテレホン	少年の非行や問題行動に関する相談	☎ 822-0809
いじめ相談電話	子どものいじめに関する相談	☎ 872-7867
サイバー犯罪相談電話	インターネット使用による各種犯罪の相談 【メールアドレス haiteku@i-kochi.or.jp】	☎ 875-3110
悪質商法110番	押し売り、悪質商法等に関する相談	☎ 824-4000
レディースダイヤル110番	性犯罪被害に遭われた女性の悩み	☎ 873-0110
暴力相談電話	暴力団等の被害に関する相談	☎ 823-0110

犯罪被害給付制度をご存じですか

Q 犯罪被害給付制度とは

給付金の種類と給付金が支給される方

殺人、傷害等の犯罪行為により

- お亡くなりになった方のご遺族
- ケガをして、入院をされたり、精神疾患を発症された方
- 体に障害が残った方

に対して給付金を支給することにより、精神的・経済的打撃の緩和を図る制度です。



被害者が
死亡した場合



遺族給付金



遺 族

怪我や病気の
治療のため
入院及び通院
をされた場合



重傷病給付金
加療1か月以上で3日以上入院を必要とする怪我をされた方(ただし、精神疾患の場合は、入院を必要としません。)



被害者本人

身体に
障害が残った
場合



障害給付金
障害等級1級～14級に該当する方



被害者本人